

令和 2 年 度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会

要 望 に あ た っ て

県内14町村の行財政運営につきまして、日頃から格別なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国の政策であります、第1期「総合戦略」は今年度、終了を迎え、第2期「総合戦略」策定の準備がされていますが、「人口減少・少子高齢化」は、依然として深刻な状況であり、引き続き、取組の強化が求められています。

町村としては、第1期の取組を継続し、第2期総合戦略を策定する上で、広域的な連携を求められていることから、町村間のもとより、国・県とも情報共有を図り、取組を推進し、地域の活性化という課題に対応していきたいと考えています。

また人口減少・少子高齢化の進展は、社会保障制度にも大きな影響を与え、2025年には団塊世代が75歳以上の後期高齢者に、さらには2040年頃には、その子供も65歳を超え、65歳以上人口がピークに達すると言われています。支え手の負担の増大に加え、超高齢社会を担う人材の確保が困難となる深刻な状況が予想され、制度そのものの持続可能性が危惧されます。

さらに、今年も6月に山形県沖を震源とする地震、また九州地方を中心に大雨が発生し、自然災害から地域住民を守る防災対策の充実強化は常に心掛けるべき重要な課題であることを改めて感じています。

住民に直結した基礎自治体として、このような山積する課題に的確に対応し、町村行政を着実に推進していくため、神奈川県町村会では、令和2年度の「県の施策・予算に関する要望」をとりまとめました。

県におかれましても、非常に厳しい財政状況であることは承知していますが、本要望書に掲げています事項は、いずれも町村にとって重要な事項であります。令和2年度の県の施策・予算の立案にあたりましては、町村の厳しい状況や直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げますとともに、ひとつひとつの要望事項が早期に実現されますよう、国への働きかけ及び県の取り組みを要望いたします。

令和元年8月26日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県町村会

会長 富 田 幸 宏

目 次

I 重 点 要 望	1
1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進	1
2 防災・防犯対策の充実強化	4
3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進	7
4 保健・医療・福祉対策の充実強化	10
5 産業の振興及び観光施策の推進	14
6 都市基盤等の整備促進	15
7 教育施策の推進	17
8 東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴う施策推進	19
II 地 域 要 望	20
1 三浦半島地域要望	20
2 湘南地域要望	22
3 足柄上地域要望	25
4 足柄下地域要望	33
5 愛甲地域要望	37
6 水源地域要望	39

(別冊) 道路・河川・林道整備箇所表

I 重 点 要 望

I 重 点 要 望

1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進

(1) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 様々な行政需要の増加に伴い、県は広域自治体として、広域連携による共同処理の検討及び調整などについて、総務省の有識者会議が公表した 2040 年の日本社会を見据えた課題解決の方策として、自治体の枠を超えた連携の強化を促しており、県は国の動向をとらえ、引き続き町村の抱える様々な課題に対し、積極的に自治体間調整を行うこと。

イ 税務職員など専門知識を必要とする職務については、職員短期派遣制度を継続し、さらなる町村の技能向上に資すること。

ウ 国は、戸籍とマイナンバーを連携させ、行政手続きの利便性向上を想定しているが、システム改良及び継続的に発生する過大なランニングコスト等の経費は、自治体の負担が生じないよう、全額、国の財政措置を講ずること。

また、マイナンバー制度の利活用にあたっては、財政負担に対する効果と行政の効率化・スピード化につながるよう、「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」に基づき、国と地方自治体が一体となった取組体制を構築するよう国へ働きかけること。

エ 各種基幹統計調査結果の情報収集にあたっては、平成 29 年 5 月 30 日に閣議決定された「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において「統計データのオープン化の推進・高度化」が位置付けられていることから、町村が速やかに情報収集出来るよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築するよう国へ働きかけること。

(2) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

所在町村においてゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理や消防・救急など、様々な行政需要に対応する上で、きわめて貴重な財源であり、引き続き現行制度を堅持するよう、主体性をもって国へ働きかけること。

(3) 固定資産税の賦課にあたっての対応

ア 安定的な地方税の確保の観点からも、償却資産に係る固定資産税の時限的な特例措置による税制の支援策はしないよう国に働きかけること。

イ 土地・家屋の課税客体の評価にあたっては、納税者にもわかりやすい簡素な評価方法とするとともに、町村の基幹税目である固定資産税の安定的確保と税負担の公平性の観点から、非課税措置や鉄軌道用地の特例措置の整理・縮減について、国へ要望すること。

(4) 地方交付税改革の推進

- ア 地域手当の級地区分決定の際、人口 5 万人以下の市や町村においては、通勤者率（パーセントリップ数値）を用いて算出しているため、近隣の人口 5 万人以上の市と支給割合に大幅な差が生じている場合があることから、地域手当の指定基準を見直すとともに、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性を阻害することから廃止について、引き続き国へ働きかけること。
- イ 平成 19 年の観光立国推進基本法制定により、今後も観光客の増加に伴う観光地特有の需要の拡大が見込まれることから、観光地需要への適切な財政措置の必要性を国に求め、地方への一般財源総額の確保を、国へ働きかけること。
- ウ 臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講ずることを、引き続き国へ求めること。

(5) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

市町村自治基盤強化総合補助金は、町村の行政機能及び財政基盤の強化を図る上で非常に有効な補助金であるが、優先順位が低い事業への配分が遅く、財源として活用しにくいと、配分額の確定を早期に行うこと。

また、制度を活用できる下限基準額が高いことや優先順位が低い事業への配分が全額留保されるなどの活用の上での課題もあるため、より活用しやすい補助金となるよう、町村の声を聞き、見直しを行うこと。

(6) 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進と地方創生の推進に係る町村への財政支援の充実

神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略について、評価結果をもとに、引き続き神奈川県らしい地方創生にむけ、第 2 期の総合戦略プランを策定するとともに、位置づけられる施策について、各地域県政総合センター等を窓口として町村と連携し事業を推進すること。

また、「市町村自治基盤強化総合補助金」のなかの「地方創生推進事業」については、引き続き十分な予算を確保するとともに、町村の声を聞き、町村が柔軟に対応できる補助金制度の創設など必要な支援を行うこと。

(7) 地方の実態を踏まえた歳出改革の実現

政府の経済財政諮問会議等においては、地方における基金残高の増加を理由に、地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方自治体においては、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による収支減や災害への対応等に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであることから、地方の基金残高が増

加していることを理由に、短絡的に地方歳出を削減することのないよう国へ働きかけること。

(8) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準については、最終消費地と税収の最終的な帰属地が一致しているとは言い難いため、より適切な精算制度を構築するよう、国に働きかけること。

2 防災・防犯対策の充実強化

(1) 地震等防災対策の充実強化

- ア 東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの緊迫性が指摘される中、地震観測網及び地震予知研究体制の早期実現を図るとともに、決定された「大規模地震防災・減災対策大綱」に基づき、定められた対策を関係自治体と連携し、着実に推進すること。また、水防対策については、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づくハード・ソフト両面からの対策を推進し、関係自治体と連携し、住民の生命、身体、財産を守る上で、財政的支援を含めた災害対策の強化を図ること。
- イ 住民の安全・安心を守る目的で自主防災組織等が設置する防災倉庫については、神奈川県建築行政連絡協議会を通じて議論し、速やかに「小規模」に当たる範囲設定を見直すこと。
- ウ 原子力災害が発生した場合、国が関係自治体、周辺自治体及び関係機関への連絡体制を整備し、迅速かつ的確に必要な情報を提供するように、県としても国へ働きかけを行うこと。
- エ 東海地震の強化地域に指定されている町村では、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路を確保するため、これらの道路にある橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事に対する国の財政措置のさらなる充実と、無電柱化の計画的な推進について働きかけるとともに、県においては、既存の市町村自治基盤強化総合補助金の十分な予算の確保とともに、幅広く使途可能となる補助金とすること。
- オ 完成時に移管された高速道路（自動車専用道路を含む）跨道橋の点検維持補修事業並びに耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するように、国及び中日本高速道路株式会社へあらためて働きかけること。
- カ 津波避難施設を整備拡充するためには、新基準に基づく適合性の検証を実施する必要があるため、平成 31 年 3 月に県が「津波避難施設の構造要件に係る検証への支援について」と題して国へ要望活動を行ったが、今後も引き続き要望内容の実現に向け要望活動を実施すること。

(2) 防災力強化のための支援制度の充実

- ア 「市町村地域防災力強化事業費補助金」は、令和 2 年度までの時限的な支援制度だが、近年、大規模化する災害による甚大な被害に対し、災害を教訓とした減災対策を計画的に実施するためには、県による財政的な支援が不可欠であることから、引き続き、支援制度を設けるとともに、施設や設備機器等の更新を機能強化として捉え、補助対象とするなど、制度の拡充を図ること。
- イ 生活再建資金の手続きに必須となる自治体が発行する災害証明については、担当職員が迅速かつ正確に被害状況を調査・評価することが重要であり、県は引き続き自治体職員の評価技術向上を図るために、研修会を開催されることを要望す

るとともに、統一的な準則の技術的助言作成について、国へ働きかけること。

ウ 防災行政無線（同報系・移動系）は令和４年１１月末をもって新規則の条件に適合しない無線機器は使用できなくなるため、防災行政無線デジタル化全般の財政的支援制度の早期創設を引き続き、国へ働きかけること。

エ 「市町村地域防災力強化事業費補助金」については、最終的に補助率を下回る交付額となり、やむを得ず一般財源で不足分を補てんした経緯があるため、既定の補助率どおり交付できるよう予算を確保すること。

オ 県は、地震防災対策強化地域に指定された町と連携を図り、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業計画を策定すること。

(3) 施設の耐震化の促進

防災基本計画に定められた「災害に強い強靱な国づくりに向け、官民一体となった総合的な防災対策に取り組む」という視点から、公共施設の耐震化による安全性の確保が求められており、老朽化対策への財政支援をさらに強化するとともに、「市町村役場機能緊急保全事業」は、令和２年度まで実施設計に着手した事業も対象とされることになったが、公共施設等総合管理計画に基づき、町民合意を得ながら実施するには、十分な期間とは言えないため、更に期間を延長するよう、国へ働きかけること。

(4) 公共施設における防犯対策の推進

ア 道路、公園等の公共施設への防犯カメラ、緊急通報システムの整備など、自治体が犯罪抑止という視点で取り組む事業に対し、住民と直結する町村が実施する施策について、フレキシブルに対応できるような財政支援を講ずるよう国へ働きかけるとともに、神奈川県地域防犯力支援事業に基づく防犯カメラの設置を今後も継続し、地域防犯の強化を推進すること。

イ 登下校防犯プランに基づく点検活動により設置をする防犯灯については、社会資本整備総合交付金ではなく、新たな財政措置を確保することを国に働きかけること。

(5) 警察官の増員と交番等の増設

平成３１年３月に「神奈川県警察交番等整備基本計画」が策定され、都市開発などに対応する場合でも、県内全体では交番総数は増加させず近隣交番の移転や統合などにより対応していくことや交番等勤務員数の維持の方向性が示されたが、警察官の増員及び交番等の増設を含め再検討すること。

また、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

(6) 土砂災害警戒区域等に指定された区域内家屋の対応

土砂災害の発生は悲惨な事態を引き起こすため、土砂災害警戒区域に指定された場合も、特別警戒区域に指定された場合と同様な補助制度の構築を早急に国に強く働きかけること。

(7) 交通事故防止のための交通安全施設の整備

交通事故多発抑止の観点から、町村の交通事故発生状況をみたなかで、信号機及び効果的な交通安全施設整備に伴う予算の増額を図ること。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

(1) 自然環境の保全

ア 近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、県は国に財源を要望し、現状を調査し計画的に事業を推進すること。

イ 山地災害の防止と被害地の早期復旧を図る上で、県は整備財源を国に要望するとともに、小規模治山復旧事業に係る単独予算を引き続き確保すること。

(2) 森林環境譲与税等に対する支援

ア 令和6年度から課税される森林環境税については、個人住民税と併せて徴収されるが、納税者の混乱を招かぬよう、十分周知・徹底を図るとともに、徴収事務については、出来る限り自治体への負担軽減を図ること。

また、創設された森林管理システムについて、町村の意見を常に聞きながら、業務運営対応力向上を図るための支援措置を行うこと。

イ 森林環境譲与税については、積算基準として人口割も採用されており、県内における主要な森林所在市町村への譲与額が少なくなるとの試算もある。しかし制度創設の趣旨を鑑みると、森林整備や木材搬出の促進が重要事項であると考えられる。

については、森林整備等の促進が図れる各種支援制度の充実や、県産木材の需給調整のためのマッチングシステム等のように、川下側と川上・川中側との間で譲与税の循環を可能とする支援策の構築を図ること。

ウ 良質な水の安定確保を目的とした「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」は令和8年度に終期を迎えるが、市町村と連携した水源環境保全・再生施策はすべての県民の暮らしを支える良質な水資源を保全していくために重要で継続性が必要な施策となっていることから、令和9年度以降もこの施策に必要な財源の確保に努めるとともに、水源地としての役割を再認識したうえで、水源地が抱える課題に対して、解決に向けた積極的な支援策を講じること。

(3) 地球温暖化防止に向けた設備導入の促進

地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化や初期投資への助成等の支援を行うよう、国へ要望するとともに、県独自の政策として初期投資への助成拡充に努めること。

また、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム等の広範な普及を図るため、設置者負担額の軽減のための財政支援の充実強化を図ること。

(4) 有害鳥獣対策の強化充実

- ア 各地域における有害鳥獣被害状況を検証し、実情にあった施策を展開する意味からも、各県政総合センターに配置されていた鳥獣被害対策専門員の再編整備により、かながわ鳥獣被害対策支援センターに配置された職員に担当区域を設けた人員配置を行う等、県内地域の状況や加害獣の特性を理解した上で、実効性のある対策を講ずること。
- イ 国はジビエ活用を行う場合の支援策を強化し、活用がなされない場合には支援を弱めるといった方針を示している。ジビエ活用に関しては、地域によりその状況も異なることから、ジビエ活用を実施しない地域に対しても、今まで同様、支援策を強化するよう国に働きかけること。
- ウ ツキノワグマの人里への出没が増加しており、住民の不安が高まっていることから、第 12 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画に基づき、町村と連携し具体的な対策を講ずること。また、目撃情報の増加により、住民の不安が高まっていることから、時間外や担当者の不在時についても、県が作成している「人里でのツキノワグマ出没時の対応マニュアル」に沿った迅速な情報提供が可能となる緊急連絡網を整備すること。

(5) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

循環型社会形成推進交付金について、市町村の事業実施に合わせ必要な予算額の確保と中継施設などごみの広域処理に必要な施設の整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備もすべて交付対象に加えるなど、交付対象の拡充を国へ引き続き提案し、その実現を図るとともに、解体等に要する費用に対しても、財政支援措置を講じること。

また、中継施設などごみの広域処理に必要な施設の整備について、県においても国の交付金制度を補完する制度を創設するなど、積極的に支援を行うこと。

(6) 墓地等の経営の許可等に関する条例等の改正

神奈川県墓地等の経営許可に関する条例及び施行規則の墓地等の設置場所の基準において、焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂には、埋葬を行う墓地（土葬）と異なり、墓地と住宅地等との距離規定がなく、現に住宅に近接する場所に設置が認可されている。

今後、隣接する市町村の境に設置されることなども十分想定されるため、広域的見地からの規定が必要であることから、町村の声に耳を傾け、各市町村の条例等に委ねることなく、他県の条例に距離規定があるように県条例及び施行規則を改正し、焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂について住宅地との距離規定を設けること。

(7) 航空機による騒音対応の強化

厚木海軍飛行場は、周辺市町村で深刻な航空機騒音被害が発生しているが、住民が航空機の種類を判別できない場合も多いことから、航空機が不明な場合でも一括して対応可能な問い合わせ先の設置および、激しい騒音が予想される際には、事前に情報提供および住民への十分な説明を行うよう、国へ働きかけること。

(8) 新たな外国人材受入れ環境の整備 （新規要望：寒川町・中井町・大井町・松田町・箱根町・真鶴町・湯河原町・愛川町・清川村）

新たな在留資格の創設に伴い、外国人が地域において円滑な生活を送るための医療や福祉サービス及び災害などの外国人受入れ環境の整備にあたって、町村との連携を強化するとともに、必要な支援体制を講ずるよう国へ働きかけること。

また、外国人受入環境整備交付金について、現行の交付要件では、該当する自治体が限られてしまうことから、交付要件の緩和といった制度の拡充を国へ働きかけること。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、医師数・病院数の偏在が生じていることから、救急医療体制の維持が厳しい地域も見られるので、県としても安定した地域医療提供体制を確保するとともに、医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずることを国へ要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できるようにすること。

イ 各種がん検診の受診率向上のため、誰もが無料でがん検診を受診できるよう、町村が実施する各種がん検診は、全額国庫負担とすることを国へ要望すること。

ウ おたふくかぜ等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とするとともに、その際には、本来その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置することを要望すること。

また、予防ワクチン接種後の症状発症者に対する救済措置を早期に実現するため、健康被害救済の手続きの簡素化及び迅速な審査の実施を国へ要望すること。

(2) 医療費をはじめとする助成制度の充実

ア 小児医療費の助成は、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減の重要な支援策であるが、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限界があり、所得制限の在り方を見直し、全県的な制度設計を国と連携したなかで県主導で実施すること。

イ 制度改正から10余年を経過し、ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費助成について、一部負担金や所得制限の撤廃など、改めて町村と協議を重ね、実施主体である町村ごとの格差が縮小するよう県の主導により改善すること。また、「重度障害児者医療費助成制度」の創設についても、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう、引き続き国へ働きかけること。

ウ 一部の小児医療費助成や障害者医療費助成については、町村単独で補助を行っており、これによって国保財源である国庫負担金（療養給付費負担金）の減額措置がとられているため、この措置を廃止するよう引き続き国に働きかけること。

エ 国が進める少子化対策において、不育症・不妊症等の特定治療助成事業は重要であり、保険適用の早期実現並びに助成制度の創設について、引き続き国へ働きかけること。

オ 障がい者に対する各種補助制度について、規定の補助率を維持し、確実な予算措置を要望するとともに、国に対して「義務的経費」として位置づけるよう、引き続き国へ働きかけること。

カ 地域生活支援事業に対する国の規定補助率（1/2 以内）と、実質補助率との乖離を解消するとともに、義務的経費として負担金化するよう国に対して働きかけること。

また、町村が地域生活支援事業を円滑に実施するには、あらかじめ歳入額を的確に見積る必要があることから、県の補助基準を町村に明示すること。

(3) 国民健康保険制度等の改革

ア 新たな国民健康保険制度を円滑に運営するため、保険料税水準に激変が生じないよう、国保事業費納付金は医療費水準に基づくものとする。

また、法定外繰入れやその背景にある保険料税水準など「財政上の構造問題」に対する 3, 400 億円の財政基盤強化策の効果を検証し、今後とも、必要な追加支援策を実施すること。

イ 広域化の目的でもある保険料の統一化（同一所得同一保険料）に向け、町村と十分協議が進められる環境を整えること。

(4) 「子ども・子育て支援新制度」の推進

ア 1号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国统一費用部分（国 1/2、県・町各 1/4）の他に、公定価格の 27.5%にあたる地方単独費用部分（県・町各 1/2）が設定されており、町村に過大な財政負担を強いるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけをすること。

また、子ども・子育て支援新制度の着実な促進を図るため、神奈川県子ども・子育て支援交付金の継続と更なる充実を図ること。

イ 「子ども・子育て支援新制度」では、公立幼稚園の広域利用の場合に保護者が支払う利用者負担額は、保護者の居住地の市町村が定める額であり、その際、当該幼稚園設置町村が定める当該施設利用に係る公定価格と利用者負担額との差額は、保護者居住地の町村が負担することになっていることから、公定価格と利用者負担額の差額が保護者居住地の町村の新たな財政負担となっているため、保護者居住地町村の費用負担については、地方交付税措置とするよう国へ働きかけること。

また、財政負担の調整は、当該市町村間で行うこととされているが、負担について一定のルールが示されることが必要であり、このルール策定について国へ働きかけること。

(5) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための新たな補助制度の創設

ア 保育緊急対策事業費補助のうち、「低年齢児受入対策緊急支援事業」「地域型保育事業連携対策緊急支援事業」は、今後も現行の補助制度を継続すること。

その際には、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への財政支援、保育士の人件費に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

イ 放課後子ども教室推進事業については、「かながわ子どもみらいプラン」に基づき、県の補助金積算調整基準の見直し等が図られているが、引き続き県の予算確保とともに、町村が今後も安定的かつ一層の事業充実のため、必要経費の地方財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

(6) 児童福祉の充実

県による児童福祉司を増員し、また新たに要保護児童対策地域協議会での支援等を担う支援担当福祉士を中心に、町村の支援充実が図られているが、町村での相談ケースの増加、かつ複雑化するなかで、町村での相談体制は今後、益々重要性を増すものである。

しかし、予算・人員とも少ない町村では、的確に対応することが困難である。

そこで、県は自ら児童相談体制の充実強化を図り、町村の負担軽減を検討する一方、県の対応が困難であれば、今後とも町村の相談体制の整備に係る財政支援を引き続き国へ働きかけること。

(7) 介護保険制度の充実

ア 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%を調整交付金として配分されることになっているが、市町村間で交付率に格差があり、第1号被保険者に負担を強いることになる。保険者の財政がより安定的に運営されるよう、調整交付金の交付率に格差を設けないように、引き続き国へ働きかけること。

イ 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施にあたり、必要な財政措置を講ずるとともに、上限額を超える場合の個別の協議にあたっては、保険者の実情に応じた柔軟な対応を図るよう、国へ働きかけるとともに、国の動向について、速やかに町村へ情報提供すること。

エ 介護療養病床等からの介護医療院への転換にあたっては、保険者における介護保険事業計画に基づく計画的な保険運営の確保と介護保険財政へ支障をきたすと認められる場合等においては、他の施設サービス等と同様、自治体の指定拒否を認める総量規制の対象とし、転換した場合においても、それにより生じる介護保

除財政への影響について、必要な財源支援措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

オ 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護従事者について、人材養成やスキルアップなど、より積極的な人材の確保・活用の支援に取り組むとともに、介護人材を確保・維持していく上で必要な制度改正や財源措置等について国へ働きかけること。

(8) 「ねんりんピック神奈川２０２１」開催に向けた準備

「ねんりんピックかながわ２０２１」の開催にあたっては、円滑な開催が図れるよう、交流大会・交流大会以外の事業の実施を予定しているすべての関係町村と連携し必要な財政支援及び広域的な調整等を積極的に行うこと。

5 産業の振興及び観光施策の推進

(1) 県内の観光の推進

ア 「かながわ農業活性化指針」の施策の方向の一つである「県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進」のなかで、「農産物のブランド力の強化と6次産業化の推進」が位置づけられており、各町村にある「農業」・「林業」・「漁業」といった第一次産業の資源を活かし、6次産業化により新たな観光資源となるブランド商品を生み出すことにより、地域の活性化が図れるよう、新たな支援制度を確立すること。

イ 観光立国実現に向けた観光基盤の充実・強化を図る観点から、観光促進のための税として、国際観光旅客税が創設されたが、具体的施設整備を関係自治体が行う場合は、整備に見合った財源の確保が図られるよう国へ働きかけること。

(2) 民泊新法施行に伴う観光振興への対応

「住宅宿泊事業法」いわゆる「民泊法」が施行されて約1年になるが、施設が存する町村での問題発生の有無を確認するとともに、町村と連携し適切な指導等実施すること。

(3) ICカードの広域利用による観光振興

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、観光振興と生活関連利用者の利便性の向上を図るため、TOICAエリアとSUICA首都圏エリアをまたがる利用が可能となるよう、引き続き、関係機関等を通じて鉄道事業者や国に対して働きかけを行うこと。

(4) かながわブランドの振興に係る支援の充実

お茶の消費量並びに生産者の高齢化による栽培面積とも減少傾向にあるなかで、かながわブランドに認定されている「足柄茶」の振興を図るため、国の補助事業の要件の緩和や拡充・強化を国に働きかけること。また、今後さらに国内市場の減少が見込まれることから、国外も含めた茶の販路拡大の支援を行うこと。

(5) ICTやAIの導入促進及び支援 (新規要望：大磯町・松田町・清川村)

ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）といった先進的技術の活用は、事務手続きの簡素化や事業の効率化は勿論、ビッグデータを活用することで住民や観光客などの多様なニーズに対応する手段として期待できることから、県としてかながわブランドデザイン実施計画に基づき、積極的に取り組むとともに、自治体への導入支援を行うこと。また、自治体や事業者によるICT・AIの活用や環境整備に係る独自の取り組みに対しても助成を行うなど推進すること。

6 都市基盤等の整備促進

(1) 土地区画整理事業への新たな補助制度の創設

公共団体施行の区画整理事業については、組合施行の事業と同様な補助対象となるよう、適切な財源措置を講ずること。

(2) 社会資本整備総合交付金の充実

都市基盤整備を推進するうえで有意義な本交付金については、交付率に対する配分額が近年、満額交付されていない状況が顕著にみられることから、必要な事業総額を確保するとともに、配分額を引き続き安定的かつ継続的に確保するよう国へ働きかけること。

また、使途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度とするとともに、制度実施が明示されていないものについては、継続して実施するよう、町村に対して早期にその考えを示すよう、引き続き国へ働きかけること。

(3) 町村部における県道整備枠の確保

町村部での県道は、住民の最も基本となるインフラであるとともに、災害時には緊急交通路や緊急輸送路として指定される路線も多いことから、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しつつも、都市部間を結ぶ町村部の道路整備の重要性を認識し、安全・安心で均衡ある道路網の整備を推進するため、国へ予算を確保することを働きかけるとともに、着実に道路整備を実施すること。

(4) 生活交通の確保対策の充実

生活道路の確保・維持については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」や県の「地域公共交通確保維持費補助制度」を活用しているが、今後とも住民の生活の足を確保するために、次の対策をとること。

ア バス路線は、不採算による路線からの撤退が懸念されるため、県は「補助額の増額及び町村の要望に対応可能な予算額の確保」を国へ働きかけること。

イ 県は、路線の「キロ程」要件を緩和するとともに、ターミナル拠点や広域拠点の中心となる鉄軌道駅へ接続するものは、一定の距離要件に関わらず対象とするなど、県の補助要件について、国の補助要件に合わせた制度改正を行い、国と協調して引き続き補助をすること。

ウ 県の一部の補助制度は、神奈川県都市マスタープランの広域拠点の中心となる鉄軌道駅に接続するものなどが補助要件となっているが、地方創生、高齢化や地球温暖化の観点からも、公共交通は重要であり、補助要件の条件緩和（拡大）をすること。

(5) 河川区域内における環境保全対策の充実

自治会への委託制度等によって、河川環境の保全を図っているものの、自治会の高齢化等を考えると、不十分な個所も見受けられることから、河川管理者によるさらなる草木の除草並びに伐採をすること。また、自治会への委託制度等による場合は、必要な財政支援を講ずること。

(6) 合併処理浄化槽設置に係る財政措置の継続 (新規要望：大磯町・中井町・松田町・山北町・真鶴町・湯河原町・愛川町・清川村)

河川水質環境の改善を促進させるには、合併処理浄化槽設置を加速させる必要があることから、補助制度拡充のための財政支援措置を講じること。なお、国の循環型社会形成推進交付金については、引き続き支援されるよう要望する。

(7) 上下水道事業の整備促進に伴う財政措置

ア 水道施設の改良や老朽化に伴う更新に係る工事費並びに維持管理費の増大は、内部留保資金に乏しい水道企業体では、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。

安定した水道事業を運営するうえで、国庫補助事業における採択要件の緩和及び補助率の引き上げを国に要望するとともに、県による維持管理に係る補助制度の創設を検討し、国との共同補助とすること。

イ 下水道事業については、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実に向け、継続的に国へ要望すること。

ウ 下水道事業の健全化を図るため、平成 24 年度までで廃止された公的資金補償金免除による繰上償還制度について、条件を緩和して復活するよう、国へ働きかけること。

エ 町村の下水道事業については、普及率が 80 % を超え、建設整備から維持管理の時代へと変革し、今後、施設の一層の老朽化対策や更新が必要となる。

国の財政制度等審議会においては、今後、維持管理、更新期を迎えることを踏まえると、受益者負担の観点から、必要な経費は原則使用料で賄うべきとの考え方が示され、国では未普及対策や浸水対策へ重点的に予算が配分されたことから、改築や更新への国庫補助の削減が懸念される。

財政基盤の弱い町村にとって国庫補助は必要不可欠であるため、改築や更新に係る国庫補助の継続について、国へ働きかけること。

(8) 公共施設の計画的更新の促進について

国の指導により策定した公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置付けられた公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、自治体に対策等を推進するに十分な地方財政計画の計上額を確保するとともに、地方財政措置をさらに拡充することを国へ働きかけること。

7 教育施策の推進

(1) 教育指導体制の強化

ア いじめや不登校など学校が抱える課題は増加とともに、複雑化を増し、その解消を図るとともに、きめ細やかで質の高い教育を実現するため、小中学校における教職員定数を根本的に見直すことについて、その実態を把握し弾力的な運用を図るよう国に働きかけをすること。

イ 平成28年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランには、「希望出生率1.8」に向けた取り組みのなかで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など教育相談機能強化が位置付けられており、更なる派遣日数の拡大と増員などの見直しをすること。

ウ 学校図書館運営の充実化を図るうえでは、計画的かつ継続的に図書館業務に係る一定の資質を備えた職員を配置することが重要であるため、図書館業務に専念できる専任の図書館司書を配置すること。

エ 神奈川県でも外国籍住民が増加傾向にある中、日本語が理解できないまま転入し、生活習慣や環境の変化等に対応できない児童・生徒が多く、日常会話はもとより、授業における理解が困難な状況にある。

県においても、外国籍児童・生徒への指導・支援に係る手引きを作成しているところであるが、こうした状況に教職員のみで対応することは難しく、出入国管理および難民認定法の改正により、なお一層の困難が予想されることから、各言語の通訳をはじめ、生活支援などのコーディネートを専門とする人材の配置に係る財政的・人的支援及びこうした人材派遣に係る実効性のある制度を構築すること。

(2) 少人数学級編制の実現

学級編制基準の見直しにより、少人数学級編成に向かっているが、児童生徒指導上の問題等により、更なる引き下げを国に働きかけること。

(3) 子育てのための施設等利用給付交付金の充実（新規要望：寒川町・中井町・箱根町・山北町・湯河原町・愛川町）

幼児教育無償化に伴い、私立幼稚園就園奨励費補助金に代わって新設された子育てのための施設等利用給付交付金については、事業の遂行に必要な所要の国費を確保し、地方公共団体の超過負担が生じないよう、国へ働きかけること。

(4) キャリア教育の推進に伴う補助制度の確立等

教育基本法の改正により、推進を目指す「キャリア教育」を現場で担う町村としては、「かながわ教育大綱」で位置づけられている「地域の教育力」「地域の絆」を強化するうえでは、自治体が特別に実施する「キャリア教育事業」が重要と考

えるため、県のキャリア教育のための研修等は引き続き行うとともに、十分な補助制度の確立と支援を町村に対して行うこと。

(5) 「学校施設環境改善交付金」の交付条件の緩和

障害のある児童生徒の対応に必要な施設整備にあたって有効な「学校施設環境改善交付金」は、制度の運用面において、申請にあたっての日程的な問題や執行上の制約があること、また、「支援教育補助員」等の人的配置にかかる人件費などは自治体の単独負担となり、結果的に町村の財政を圧迫している実態から、人的配置に対する財政的補助の実施と施設整備に対する国の「学校施設環境改善交付金」の条件緩和を国に働きかけること。

(6) 学校教育の振興

新学習指導要領の実施に伴い、道徳の教科化をはじめ小学校ではプログラミング教育や外国語教育といった更なる対応が求められていることをふまえ、教員定数及び加配定数配置の充実、外国語指導助手（ALT）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政的措置を講ずるよう、国に働きかけること。

また県においては、平成29年度から計画されている小学校教員への中学校英語教員免許を取得させる取り組みについて推進を図ること。

(7) ICT・プログラミング教育の推進

令和2年に実施されるプログラミング教育を実施するために、国ではICT環境整備にかかる費用を地方交付税措置により対応することになっているが、地方交付税措置では小さな自治体の財政は圧迫されICT環境整備の妨げになっている。

また、ICT機器を活用した授業等を行っていくうえで、ICT支援員の役割は重要であり、学校からの要望も常に大きなものとなっている。

以上のことから、ICT支援員雇用など、ICT環境整備にかかる費用の財政措置を要望する。

(8) 学校行事に伴う看護師等の配置

修学旅行や宿泊学習などの宿泊を伴う学校行事へ養護教諭が参加することにより、自校の保健活動が手薄となるため、養護教諭の働き方改革と合わせて、養護教諭が不在の際に、看護師などを配置することができる財政的・人的支援を、保護者や町村に負担のない制度として構築するとともに、国にも働きかけをすること。

8 東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴う施策推進

(1) 社会基盤整備への支援

オリンピック・パラリンピックの競技開催等に伴い、関係する自治体においては多数の来訪者が想定されることから、来訪者に対し、安全・安心な環境を提供できるよう、インフラ等の社会基盤整備に必要な財政支援を講ずること。

(2) 訪日観光客増加に伴う対策の支援

ア 更なる「おもてなし」と「安心感」の向上のため、公共施設、商業施設、道路等における多言語表示化や無料公衆無線LANの整備、外国語でコミュニケーションが図れる人材の育成など、ソフト・ハード両面での支援制度の充実を図ること。

また、公共交通事業者における訪日観光客の利用促進に向けた取り組みに対する支援を行うこと。

イ 県内の観光情報発信を強化し、訪日外国人向けに県内自治体の魅力を積極的にPRし、ホームページ等によるPRについて、オリンピック・パラリンピックの開催期間終了後も引き続き活用できるものとする。

(3) テロ・感染症対策の強化

ア オリンピック・パラリンピックの開催に合わせて、多くの訪日観光客が見込まれることから、テロなどの脅威から来訪者及び地域を守るよう十分な治安対策を講ずるとともに、そのための警察の体制等を強化すること。

イ 世界各国からの訪日外国人の増加により、日本国内で発生しない感染症が持ち込まれる可能性が高まることから、検疫等水際対策の強化を図るとともに、町村に対して正確で迅速な情報提供を行うこと。

Ⅱ 地 域 要 望

Ⅱ 地域要望

1 三浦半島地域要望

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成16年2月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考えを示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画においては平成18年の改定以降継続して、重点施策に「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたところである。

県の「かながわグランドデザイン基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

(2) 県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の逗子側までの延伸と、快適に利用できる道路整備について（葉山町）

平成28年9月1日、葉山町商工会が南郷地区に「SHOPPING PLAZA HAYAMA STATION」を開業したことに伴い、町内外から多くの人が訪れている。それにより、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞に加え、南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅を逗子方面へ抜ける車両が一段と増加している。このことから三浦半島中央道路北側の逗子区間については、交通量・地質調査等の結果を踏まえ、地域住民の理解を得ながら早期延伸を実現すること。

また、三浦半島の4市1町の首長で構成する「三浦半島サミット」による「自転車半島宣言」に基づき、自転車を利用した様々な観光振興に関する取組みが展開されている。

こうした取組みを推進するため、県がすでに行っているパトロールによる良好な道路の維持管理に加え、道幅の確保等により、自転車が既設の国県道を安全かつ快適に利用できるような支援を要望する。

(3) 海岸保全施設整備の推進について(葉山町)

葉山海岸（一色下山地区）の内、特に芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する被害が多発している。特に平成 21 年 10 月の台風 18 号は、背後の住宅地に大きな被害をもたらした。

これらの状況を踏まえ、神奈川県においては、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて施設計画検討を実施し、越波対策の必要性が確認されたため、この地区を海岸保全区域に指定した。現在、既設護岸の補強及び消波ブロックの設置工事に着手している。

今後も住宅地の越波被害対策のため、引き続き、海岸保全施設整備にあたり、葉山町と連携を図りつつ推進するよう要望する。

2 湘南地域要望

(1) 東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティ倉見地区のまちづくりは、本町北部の核となるばかりでなく、県央・湘南都市圏の南のゲートとして県土の均衡ある発展のために必要不可欠な事業であり、新駅の受け皿にふさわしいまちづくりに向けた地元合意形成の取り組みを鋭意進めるとともに、期成同盟会の一員として新駅誘致の要望活動等を行っている。

しかしながら、この事業による経済効果は町域にとどまらず県央湘南の広域圏域に及ぶ大事業であり、加えて、今後は同盟会において新駅設置費用の負担割合の協議も控えており、その財源確保は大きな課題となっている。これは新駅誘致地区が本町倉見地区に決定した時からの県と町が共有する懸案であると認識している。

また、国、県等による通常の補助金等だけでは、期成同盟会の目標に掲げている「リニア中央新幹線の品川～名古屋間開業を見据えた新駅実現」は困難な見通しであり、県担当課との協議調整を重ねているが、このままでは抜本的な事業の見直しをせざるを得ない状況にある。

よって、新駅設置及び当まちづくりの実現に向けては、既定の補助制度のみならず、県央湘南都市圏の南のゲートを位置づける広域的な立場から、さらなる財政的支援や事業の組み立て方など現実的な事業スキームにおいて、引き続きご尽力、ご指導いただくとともに、新駅を要望する地元自治体であるものの同盟会の中では極めて小さな財政規模であることをご理解いただき、負担割合算定にご配慮くださるよう、併せて要望する。

(2) 神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所の福祉事務所機能について（寒川町）

神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所については、平成 29 年 4 月に茅ヶ崎市が保健所政令市へ移行したことに伴い、本町に係る業務は同所内に平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所として所管部署が設定された。

生活保護の相談や申請等で町民が福祉事務所を訪れる件数は年間約 1,000 件で、その大半が自転車での来所である。

今後の事務所移転等の方向性によっては、町民の利便性に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、県が協議を行う場合に、当町の住民の利便性の低下を招くものにならないよう、引き続き強く要望する。

(3) 旧相模海軍工廠跡地内における危険物への適切な対応について（寒川町）

旧相模海軍工廠跡地内には、事業所や住宅が多数立地しており、環境省で土地改変時の環境調査は実施しているが、戦前の国機関である旧日本軍の危険物について

は、国が責任を持って対応すべきと考えるので、次のことについて国へ働きかけるよう要望する。

ア 掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。

イ 毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害等の補償も国が行うこと。

ウ 毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を国の責任において確立すること。

(4) 県立公園施設整備と来園者への利便性向上について（大磯町）

県立大磯城山公園旧吉田茂邸地区の旧吉田茂邸は、開館２年目となった平成３０年度において来館者数が６万人を超え、当初の見込みを上回る賑わいをみせた。この賑わいを定着させるため、また、リピーターの獲得につながるよう、旧吉田茂邸を含めた公園全体の利便性向上や機能拡充に向けた取組みを、継続的に進めていく必要がある。

特に公園内での飲食に関し、旧吉田茂邸の来館者からは、臨場感溢れる空間の中落ち着いた雰囲気、飲食ができる休憩施設を求める声が多く寄せられている。

昨年度から県主催で勉強会を開催いただき、検討を進めているところであるが、公園内に飲食の販売や提供を行う施設、または機能等の設置を引き続き要望する。

また、併せて、旧吉田茂邸に隣接し、焼失を免れた貴重な財産である「サンルーム」は、平成３１年３月２９日に七賢堂・兜門と併せて国の登録有形文化財に登録されたこともあり、昨年度から外観修繕等整備が進められているが、内部についてもできる限り当時の様子を再現し、本来のサンルームの姿で来園者の目を楽しませるものとなるよう、整備を要望する。

(5) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化社会実験について（中郡）

西湘バイパスは二宮インターチェンジ及び橘インターチェンジに下り線ランプがないことと、西湘バイパスの料金が値上げされたことにより、大磯西インターから二宮にかけての国道１号は慢性的な交通渋滞を引き起こしている。

つきましては、国道１号の渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するため、二宮インター下り線ランプを設置するとともに、通勤時間における西湘バイパスの無料化社会実験の実施や、通行料の減免等を実施することを要望する。

(6) 高波（津波）対策に伴う西湘バイパス地下道開閉式防潮扉の設置について（中郡）

大磯、二宮の西湘海岸は、西湘バイパスが並行し擁壁となっていることから、高波浪時には護岸の機能を果たしているが、擁壁部分には海岸に降りる地下道が数箇所あり、高波浪時には浸水する状況となっている。

沿岸住民や海岸利用者等の人命の安全確保を第一に考え、近年、大型化する台風の高波、高潮をはじめ、地震による津波対策を視野に入れた対策に取り組む必要が

ある。

つきましては、国土交通省及び中日本高速道路株式会社に対し、防潮扉の設置について働きかけるとともに、海岸管理者である神奈川県が波浪等からの背後地を保全する手段についての検討を要望する。

なお、国直轄事業に採択された海岸の浸食対策については、今後の事業計画の策定にあたり、地元経済の活性化を図るとともに、沿岸住民、海岸利用者の安全確保等について、国への働きかけを要望する。

(7) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について（中郡・中井町）

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、流域河川が狭小あるいは未整備である箇所があるため、浸水被害が発生している。

神奈川県において新たに葛川水系河川整備計画が策定されたが、二宮町では、町の中心市街地であり、国の法務局や町の文化拠点である生涯学習センターが建っている区域が、県のハザードマップ上で大雨時の浸水エリアとなっていることで、町民などから危険性を危惧する声が高まっており、安全性確保のため、護岸整備や浚渫など、必要な整備に早急に取り組むこと。

さらに大磯町においては、強風や波浪に伴う河口閉塞や降雨による溢水を防ぐため、河口部の流路確保のための護岸や導流堤などの対策を講じること。

また、整備に当たっては、葛川が町民にとって身近な存在で親水性のある人々の憩いの場となり、また、3町の交流がより盛んになる契機となるよう、護岸整備に併せ、今後も地域の意向を踏まえた魚道の設置や遊歩道の整備をすることを要望する。

(8) 神奈川県県営団地再生計画の推進について（二宮町）

県においては、未着手団地について令和元年から早急に建替え計画を策定することでしたが、遅滞なく進めると共に、同じ百合が丘地域で住民が主体的に進めている地域活性化に資する事業に共に取り組むことを要望する。

なお、県営二宮団地の再整備が早期に実現できない場合には、下水道未接続の町民に対して町が強く接続勧奨をしていることから、県においても下水道法及び町条例に基づき速やかに接続すること。

(9) 砂防指定地の保全について（二宮町）

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されているが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の未整備区間で溪岸浸食が顕著な箇所が見受けられる。

砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設の整備及び溪岸浸食の調査等の実施を要望する。

3 足柄上地域要望

(1) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺地域の整備促進について（中井町）

秦野中井インターチェンジ周辺地域は、平成30年11月にほ場整備を目的とした土地改良区設立準備委員会、翌12月には新市街地整備を目的とした土地区画整理準備組合がそれぞれ設立され、町の新たな産業拠点の整備が着実に進捗している。

また、「かながわのみちづくり計画（平成28年3月改定）」において「将来に向けて検討が必要な道路」として当該地域を通過する道路が位置付けられている。

当該地域の整備については、産業拠点と道路の整備による相互作用により、雇用や新たな人の流れが創出されることから、誰もが安心して暮らすことができる魅力あるまちづくりに大きく影響するものである。

については、当該地域の各整備の事業化に向け、引き続き技術的な支援と協力を要望する。

(2) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）の早期事業化及び整備促進（中井町）

厚木秦野道路（国道246号バイパス）は県の中央部を東西に走り、東名高速道路、新東名高速道路や圏央道と一体となって、首都圏と関西・中央圏を結び経済・社会活動を支える重要な地域高規格道路であり、当該路線の早期開通は国道246号線の慢性的な交通渋滞により損なわれている物流、観光、救急搬送時間等の交通問題の改善を図ると共に広域的交通の役割を担い、周辺地域の経済活動に大きく効果をもたらすものであることから計画区間すべてを早期に事業化し整備促進を図れるよう国等の関係機関へ働きかけを要望する。

(3) 都市計画道路和田河原開成大井線の建設について（大井町）

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道小田原山北線と国道255号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期開通が期待されている。

平成26年3月には「足柄紫水大橋（酒匂川2号橋）」の供用が開始されたことから、地域間の交通利便性の向上が図られたところである。

また併せて、平成26年度から県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間の測量調査、予備設計が実施され、平成29年度には、当該区間において県が都市計画法に基づく事業認可を取得し、平成30年度には用地測量を実施、さらに令和元年度には用地買収に係る予算を計上するなど、整備に向けての取組みが着実に進められている。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されることから、県道711号から国道255号までの区間について、早期建設を要望する。

(4) 災害時の孤立化を防ぐための寄地区への連絡道路の整備について（松田町）

当町の寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての県営林道土佐原線及び秦野市道であるが、災害時にこれらの道路や道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

県道710号では、拡幅及び法面保護等の改良工事が進められており、安全面についてご配慮いただいているが、立山橋付近は、幅員が狭い上、カーブもきつく、大型車の通行に支障を来している箇所が存在する。

県では現在、当該箇所の土地の権利者等の調査段階であるが、町では地元住民の協力を取り付けており、交通安全の観点から、拡幅改良の実施を要望する。

また土佐原線は、「県営林道土佐原線の管理に関する覚書」により管理に関する締結（平成14年度）を行ったが、現状の林道は、狹隘（最小幅員3.6m）且つ急なカーブが続き、見通しが悪く、退避所の箇所数も少ない路線である。

したがって、全国で頻発する災害を目の当たりにした地元住民の危機意識の声を考慮していただき、平成30年12月21日に改めて、覚書の見直しに関する協定を締結したところである。

ついては、有事に備え、秦野市への連絡道路である本林道を緊急車両が支障なく通行できるよう危険箇所の整備を要望するとともに、速やかに移管されるよう測量・登記事務の推進を要望する。

(5) ヤマビル及び有害鳥獣対策事業の充実強化（山北町・松田町）

ア シカやイノシシが媒介するヤマビルは、地域住民の生活圏で繁殖している。

特に、登山道やハイキングコースで繁殖し、観光客に被害を及ぼし、観光振興を図る意味からも深刻な状況である。

また農地への被害を及ぼす事例から、農業従事者の耕作意欲を低下させる要因にもなっている。

現在、対策として、町が県のヤマビル被害対策事業補助金を受け、忌避剤を購入し、設置することで観光客等に利用を促したり、駆除剤を購入し散布したりしているが、もはやヤマビルは広範囲に分布しており、駆除すれば対策になるという現状ではない。

ヤマビルの生息範囲は、今後も広がる可能性があり、住民や観光客への被害の増加が予想され、町としては自治会や関係住民と協力し、忌避剤や駆除剤を購入し、被害防止に努めていくなかで次のことを要望する。

(ア) ヤマビル被害対策事業費補助金は、同一実施地域での補助事業が3年を限度としているが、観光・農業の活性化及び安全性の確保を継続するため、補助時限撤廃及び補助金を増額すること。（山北町）

(イ) 丹沢山系に位置する市町村等のヤマビル被害に苦慮している関連機関で

の対策部会の設置を県が主導で立ち上げ、各市町村等の被害や対策の状況等の情報共有を行えるようにすること。（松田町）

(ウ) 駆除したヤマビルの肥料化等の活用法の研究を推進・支援すること。

（松田町）

イ ヤマビルを媒介している有害鳥獣対策については、国の地方創生推進交付金を活用するなど、新たな施策を展開し、町猟友会を中心とした駆除対策を推進している。

丹沢山系に位置する当町では、広範に移動する有害鳥獣について、広域行政単位での対策部会を設置するなどの対応も実施しているが、広域自治体である県に対し、被害の遁滅に向け、以下の事項を要望する。（松田町）

(ア) 管理捕獲目標数の着実な達成

(イ) 市町村事業推進交付金の所要額確保及び全額補助化

(ウ) 狩猟資格免許不要で自己所有地内に使用可能な「捕獲用囲いわな」の設置促進及び普及啓発もしくは、狩猟資格免許取得のための受験手数料等への補助金の創設。

(6) 県西地域活性化方策について（松田町）

日本創成会議が発表した2040年までに消滅の可能性がある都市として、当町も位置付けられ、町ではより一層の定住化促進策等を推進している。

一方、県では県西地域活性化プロジェクトを立ち上げ、「未病を改善する」をテーマに、本地域の魅力を県内外に発信する取り組みに尽力しており、昨年度は地方創生推進交付金を活用しての県西地域活性化プロジェクトを実施している。更なる地域活性化のため、以下の事項を継続して要望する。

ア 定住化促進施策について

(ア) 県内人口減少地域の町が実施する定住促進策に対する一括交付金制度等を創設すること。

(イ) 県勢の持続的な発展のため、県西地域活性化プロジェクトとして、県西地域の定住人口の増加施策を実施していただいているが、それを全県単位での人口の自然増加を誘発する施策(子育て環境の充実)の推進に努めること。

(ウ) 県内の商工業の発展のため、県西地域に企業誘致を実施し、県西地域内での雇用の創出を行うことにより定住化の促進や県西地域の税収増、人口流出を防ぐように努めること。

イ 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

現在、国では住民税に年額千円を上乗せして、森林環境税（国税）が新設された。

これを受け、県知事は、森林環境税の創設に関し、県の水源環境保全税について、「継続」を表明しているが、該当市町村にとって、当税は水源環境保全・再生の取り組みに係る貴重な原資であることから、第3期(平成29～平成33年度)以降も含め、引

き続き現行制度を堅持すること。

ウ 「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」の実現に向けた支援について

本町の中央に位置するJR御殿場線松田駅と小田急線新松田駅は、通勤通学者を中心に1日平均約3万人もの乗客が乗降する県西地域の“北の玄関口”としての位置付けのみならず、都心部からのアクセスが良好であり富士山の世界文化遺産登録を契機とした静岡方面へ向かう観光客の経由地という、小田原駅に次ぐ、第2の神奈川県“西の玄関口”としても一翼を担っている広域的利用が強い場所であり、県西地域活性化のカギとなる場所である。

現在、両駅周辺地域は、旧市街地の商店や住宅が密集しており、駅へのアクセス道路や狭小な駅前広場が未整備の状況にあるため、交通結節点の機能を十分に発揮できないことが課題である。

特に、新松田駅北口周辺は「町の表玄関」として、両駅間の乗換客に加え、複数の路線バスやタクシー車両のほか個人や近隣周辺企業の送迎バスなどが交錯する危険な状況にあり、交通の安全面で、町民や駅の利用者からも多くの整備要望の声が寄せられている。また、県道711号改良事業では、歩道整備工事や、電線の地中化などの工事が実施され、周囲の整備は進めていただいているが、御殿場線ガード下が狭く、車の円滑な通行に支障をきたしており、ここの整備要望の声も寄せられている。

これらの課題を解決するために、町では平成27年度より「新松田駅周辺地域まちづくり協議会」を立ち上げ、県の関係機関の方々にも出席いただき、新松田駅前広場の整備、駅舎の橋上化、周辺地区の再開発・再編事業の方向性などについてとりまとめた「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」を平成31年3月に策定したところである。

については、本計画の実現のため、駅周辺整備事業に関する地元組織（再開発組合）の設立に向けた勉強会などを今年度から実施するので、県においては引き続き新松田駅北口・南口駅前広場整備を含めた駅周辺地域の整備における多様な支援により、県と町が連携して駅周辺事業の実現を目指すとともに、現在、整備を進めている県道711号の道路拡幅等の改良事業に合わせた御殿場線ガード下の道路拡幅改良事業について要望する。

(7) 県立足柄上病院の医療体制の充実強化について（足柄上郡）

県立足柄上病院は、足柄上地域における中核的な総合医療機関として、二次救急医療や災害拠点病院としての役割を担っている。

県内でも高齢化の先行する足柄上地域において、複数疾患を抱える高齢者の医療ニーズや介護保険事業における足柄上地区在宅医療・介護連携支援センターが同病院内に設置されたことに伴う関係機関との医療介護連携の推進、災害時の対応などを考えると、総合診療科を持つ同病院が果たすべき役割はますます大きくなってい

くもの考える。

また、足柄上地域は、分娩可能な医療機関や入院病床を有する小児科の医療機関が非常に少ない地域であることから、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるために、地域における中核的な総合医療機関における周産期医療体制及び小児医療体制の充実が不可欠であると考ええる。

しかしながら、県では平成27年度以降、同病院に対する運営費負担金を大幅に削減しており、今後の安定的な運営が憂慮される状況である。

そこで、今後とも県立足柄上病院が地域住民の医療ニーズに対応して、質の高い医療サービスを安定的、継続的に提供することができるよう、県としても医療体制の充実強化を早急に図られるよう要望する。

(8) 二級河川酒匂川の洪水対策等の充実（足柄上郡）

河川法の一部改正に伴い、平成29年3月31日に公表された「想定しうる最大規模の降雨」を対象にした洪水浸水想定区域図を踏まえ、洪水対策の根幹をなす護岸工事等の河川改修を適切に実施すること。また、新大口橋上流部においては、今後策定する酒匂川水系河川整備計画において適切な河川整備の実施、特に護岸工事の内容を盛り込むこと。

(9) 道路法による道路以外の橋梁に係る維持・管理費の支援について（足柄上郡）

足柄上地域には、高速道路や県道の整備に伴い、いわゆる認定外道路として跨道橋が設置され現在では町に移管されている。

しかし、この跨道橋は認定外道路のため、インフラ老朽化対策を基幹事業としている防災・安全交付金の対象外となっている。

については、高速道路や県道を跨ぐ橋梁（認定外道路）の老朽化対策が交付金の対象となるよう財政支援の充実を国へ働きかけるよう要望するとともに、県独自の財政支援制度を創設するよう要望する。

(10) 酒匂川左岸道路の延伸について（大井町・松田町・山北町）

酒匂川左岸道路においては、小田原市から大井町の間は既に供用が開始されている。

一方で、未整備区間である松田町から山北町の大口橋迄の区間においては、既に県にて整備した河川管理用通路を活用して道路整備を実施する計画でいる。

そうした中で、河川法等の許可が必要となるが、審査において、相当な時間を要しており、整備が進められない状態となっているため、迅速な対応を要望する。

(11) 林道秦野峠線について（松田町・山北町）

近年、国内の至る所で地震や噴火、集中豪雨などの大規模災害が発生してお

り、これまで以上に地域住民の孤立化対策が重要になると考えている。

林道秦野峠線は松田町寄地区と山北町玄倉地区の奥地に広がる森林の活用と集落を結ぶ林道として位置づけられているが、神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～(平成29年2月)では、災害時の集落の孤立を防ぐため、防災上の林道の役割として緊急避難路や迂回路になる農道・林道の安全確保に努めるとしており、この林道の活用を図ることで、災害の際は両地区における孤立化対策にもつながる。

平成30年度には、災害時における通行に向けて、県、山北町及び松田町の三者で協議を行ったが、災害時における通行のためのルール作成や、基本協定等の締結が必要であるため、引き続き協議の場の設置と、林道施設の必要な整備を行うことを要望する。

(12) 歩行者等の安全確保対策の推進(開成町)

ア 本町では、交通事故の防止のため、交通安全指導や交通安全キャンペーンなどの啓発活動を実施するとともに、道路区画線の補修など、各種交通安全対策を講じている。

一方、町内には摩耗した横断歩道、停止線等の路面標示が数多くあり、それらの維持補修については迅速な対応がなされているとは言えない状況にある。

こうした状況の中、県においても平成28年度以降、重点的に摩耗した路面標示等の維持補修を行っていることは承知しているが、今後も、歩行者や車両の通行の安全を確保する観点から、必要な財源を確保し、迅速な維持補修を行うことを要望する。

イ 県道720号(怒田開成小田原)と都市計画道路和田河原開成大井線の「開成駅南側交差点」及び都市計画道路山北開成小田原線と都市計画道路和田河原開成大井線の「開成南小学校西交差点」は、開成南小学校の通学路となっている。

当該交差点は、通勤時間帯には自動車の通行量が多く、右折車両が信号の変わり目に右折するケースが多数発生していることから、児童の通学路での安全と自動車の円滑な通行の確保を図るため、当該交差点への右折信号機の設置を要望する。

(13) 小田急開成駅前への交番設置について(開成町)

開成町では、小田急開成駅が立地する南部地域を新市街地と位置付け、良好な住宅地や商業拠点や産業拠点の集積、道路・公園などの整備を進めてきた。

この結果、開成駅周辺地域の人口増加が進むとともに、開成駅利用者も増加傾向となっており、また、平成31年3月のダイヤ改正において開成駅に急行電車が停車するようになり利便性が向上したことから、さらに開成駅の利用者が増加している。

県では交番の統廃合を打ち出したが、地域住民の安全と駅周辺の治安維持のため、

開成駅前への交番設置を視野に入れた再編成を要望する。

(14) 県道 720 号（怒田開成小田原）の南足柄市境から新延沢交差点までの間の歩道整備（開成町）

県道 720 号（怒田開成小田原）のうち、南足柄市境からあしがり郷「瀬戸屋敷」を通り新延沢交差点までの未整備区間（金井島地域及び延沢地域の 2 区間）については、歩行者と車両が混在し、また、車道幅員が狭小の箇所や見通しの悪い箇所がある。

町では地元の合意形成に向けた取組みを進めていることから、歩行者や車両の通行に危険な状況を解消するための歩道整備を要望する。

(15) 県道 77 号（平塚松田）の井ノ口交差点周辺の歩道整備（中井町）

県道 77 号（平塚松田）と県道 71 号（秦野二宮）の旧道が交差する井ノ口交差点周辺については、歩道の未整備区間が点在しているため、歩行者と車両が混在している状況である。

当該箇所は、小学校や公民館などの公共施設が所在するとともに、平成 28 年以降ショッピングモールやコンビニエンスストアといった商業施設が営業開始されたことで、近年、歩行者の往来が増加している。

また、当該交差点は、平日の朝夕の通勤・通学の時間帯の車両の通過交通はもとより、前述の商業施設の営業開始に伴い、車両の通過交通量の増加も著しい状況である。

こうしたことに加え、近年、高齢者ドライバー等による交差点での痛ましい交通事故が相次いでいることなどからも、当該交差点周辺における歩行者の安全確保が求められている。

交差点の一部につきましては、一部地権者との合意に至ったことから、歩道設置工事を進めていただく予定となっているが、町でも引き続き、地権者との合意形成に向けた取組みを進めてまいりますので、歩行者・車両の混在解消による歩行者の安全確保のため、当該交差点周辺の歩道整備及び歩行者用信号の設置を要望する。

(16) 県西地域活性化プロジェクトの更新について（大井町）

県西地域活性化プロジェクトは、様々な地域資源を有し多くの観光客を引きつけているが、人口の減少傾向により地域の活力が低下することが懸念される県西地域に対し、「未病の改善」をキーワードとして、地域の魅力をつなげて一つの大きな魅力を創りだし、新たな活力を生み出すことを目的として策定されたものである。

プロジェクトの期間は令和 2 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けてとされているが、国内の観光客だけでなく、年々増加している外国人観光客を取り込むためにも、継続してプロジェクトに取り組んでいくべきである。

特に未病バレー「ビオトピア」については、第1期オープンから1周年を迎え、第2期オープンに向けての調整が行われているところであり、今後も「未病を改善する」拠点施設として、未病のみならず、県西地域の魅力を発信していくためにも整備を進めていく必要があると考える。

また、県西地域活性化プロジェクト自体が新たなアイデアや提案に対しては柔軟に対応し、「成長する計画」と位置づけられていることから、東京オリンピック・パラリンピックの開催以降もプロジェクトを着実に推進していけるよう、でき得る限り早い時点からプロジェクトの更新に着手していくことを要望する。

4 足柄下地域要望

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1 ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3000㎡以上に引き下げており、その効果もあって県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、平成21年3月31日をもって「1 ha未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されている。仮に建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置を、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望する。

(2) 国道 135 号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道 135 号(真鶴道路旧道)区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に日常的に渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されている。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策を行っているが、未だ抜本的な解決に至っていない。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための抜本的な整備実施を要望する。

(3) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原 1 市 2 町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進するとともに、県道 740 号が通行不可となった際、防災上の観点からも重要なことでもあるため、目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

(4) 宮ノ下地区落石防止対策の推進について（箱根町）

宮ノ下地区は早川・蛇骨川と、浅間山との間の急峻な地域に市街地を形成している。このため、山林からの崩落や落石がたびたび発生しているが、平成 22 年 6 月には、宮ノ下字蛇骨の県有林地内からの落石により、市街地上部に位置する鉄道施

設や敷設された温泉管を破損する事故も発生した。

については、地域住民の安全確保や災害の未然防止のため、定期的なパトロールを実施するとともに、落石防護壁の設置等の対策を推進するよう要望する。

(5) 大涌谷における火山対策について（箱根町）

混雑時の大涌谷園地への入場については、入場待ち時間を表示した看板の設置などの対策に取り組んでいただいているところですが、渋滞の途中でUターンをし、引き返す車両などがあり危険なこと、また万が一渋滞時に噴火警戒レベルが上昇した際に大涌谷園地までいかなくても避難することなどを考慮し、下り車線側道部に上り車線からの転回が可能な場所の設置や道路拡幅等の整備を要望する。

(6) 真鶴港活性化整備計画の早期実現について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

防災施設のうち津波避難施設について一部着手されているが、今後の詳細な構想や計画が示されていない。

よって港内整備の完成までのスケジュールの明示と、東日本大震災の津波による甚大な被害を鑑み、被害対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべきものであることから、同施設の早期着工を要望する。

また、整備計画に位置付けられているその他の施設についても、早期の着工について要望する。

(7) 県産石材の活用について（真鶴町）

本町では石材採掘・加工業が地場産業の1つとして発展してきたが、後継者不足や新たな販路開拓等への対策が求められている。

地場産業の振興を図るため官民による建築資材としての活用だけでなく、現在取り組んでいる「真鶴本小松石」のメダルや表彰盾の製作等の新商品開発と、その積極的なPR、そして来年に控えている2020東京オリンピック・パラリンピックの会場等への石材採用・設置を協働で実現できるよう要望する。

また、令和元年度からの2か年事業で、墓石以外の販路開拓を含めた「真鶴本小松石」のリ・ブランディングを図るため、アートを切り口にした「真鶴町・石の彫刻祭」（野外彫刻祭及びアート・文化プログラム）を、石材組合等で構成する官民連携の実行委員会で開催することから、協働パートナーとして神奈川県との積極的な連携と財政支援を要望する。

(8) 湯河原海岸と海辺公園の周遊性について（湯河原町）

平成27年度に湯河原海辺公園の整備が完了し、EV急速充電器の設置やドッグラ

ンの整備を行ったことにより、地域住民や観光客の皆様に多数利用していただいているが、海辺公園と湯河原海岸の一連とした海岸利用を行うことにより、さらなる利用者が多く見込まれると期待している。

しかし、海辺公園と湯河原海岸のアクセスには、国道を横断し迂回するルートしかなく危険であるため、海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進という観点から直接アクセスできる通路等の整備を要望する。

(9) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について（湯河原町）

土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告ができることとなり、区域内住民の生活への多大な影響や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、町は、土砂災害防止法に基づき、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作製し、住民への周知を実施している。今後は特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を解消するため、当該指定区域における土砂災害防止工事を計画的に実施することを要望する。

(10) 湯河原パークウェイの無料化について（足柄下郡）

静岡県との県境をつなぐ有料道路である湯河原パークウェイは、湯河原から国道1号を経由して三島・箱根方面へ最短で移動できる道路であり、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した湯河原への誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な道路である。

また、県西地域を回遊する道路としても、県道75号（つばきライン）はカーブが多く走りづらい道路のため、湯河原パークウェイは重要な道路である。地域での広域的な連携により、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直しなどについての協議や要望活動を行っているが、静岡県との広域的な課題でもあるため、県や国からの働きかけを要望する。

(11) 海岸保全施設整備の推進について（湯河原町）

平成30年度から県と町が連携して、「津波・高潮対策基本計画」の策定を進め津波・高潮対策における海岸保全施設整備目標を設定し、海岸保全施設整備を推進するにあたり、次のことを要望する。

ア 防護水準を満たしていない門川地区の埋立地の海岸護岸の嵩上げと老朽化対策、新崎川の河川堤防の嵩上げの整備を進めていただいているが、計画期間内に工事が完了するよう予算を確保すること。

イ 災害時には、海岸から速やかに避難するために重要となるスロープが西側1箇所のみであるため、東側にもスロープを設置すること。

ウ 海岸への地下道の出入り口は、高波の際に板をはめ込むことで、波を堰き止めることが可能であるが、町職員が２人で板を一枚ずつはめ込むため、昨今の津波等の被害を想定すると、大変危険な作業であるため開閉作業が安全にできるよう施設を改善すること。

エ 海岸の砂は、西から東に流されており、２０年前と比べると砂が流失し砂浜が後退してきているため、大潮になると護岸まで波が打ち寄せている現状であることから、砂浜侵食対策として、東側の突堤を延伸すること。

(12) 違法民泊のチェック体制の充実強化について（足柄下郡）

住宅宿泊事業法が施行され一年が経過したが、民泊件数については徐々にではあるが増加していることから、今後も民泊開始に伴い発生する様々な状況を捉えて違法民泊のチェック体制の充実強化を引き続き要望する。

(13) 日本遺産「箱根八里」の活用に向けた環境整備について（箱根町）

日本遺産として認知度の向上・魅力の発信とともに、観光誘客の促進や地域の活性化に繋げるため、神奈川県（小田原土木センター及び自然環境保全センター）所管内で、次の２点の環境整備について要望する。なお整備に際しては、標識デザインの統一化を検討するなど、関係団体・機関等と必要な調整・連携を図ったうえで取り組むよう要望する。

ア 地域活性化につなげるため、日本遺産「箱根八里」の構成文化財（旧街道石畳甘酒茶屋等）が集中する県道732号線及び寄木の里畑宿エリアに観光客を誘導する道路案内標識（箱根新道の須雲川インターチェンジや国道１号・県道732号線大芝付近）の整備を要望する。

イ 箱根町内二十を超えるハイキングコースの中でも日本遺産「箱根八里」のハイキングコースは、国内客のみならず外国人観光客の人気スポットとなっている。国内外０へ向け日本遺産の認知度向上を図るため、歩行する観光客、特に外国人観光客に対して日本遺産「箱根八里」を解説する案内看板（外国語併記）の充実・整備を要望する。

5 愛甲地域要望

(1) 県道 64 号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道 64 号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖 I C 及びさがみ縦貫道相模原 I C へのアクセス道路として、その交通量は増加の一途を辿っている。

また、平成 27 年 11 月沿線上に道の駅「清川」が開所し、観光客が著しく増加し、交通量も増加している。

特に、行楽シーズンや朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高いため、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

については、着手済みである古在家バイパス整備事業の第 1 期区間及び第 2 期区間の早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、村民の交通安全確保のため、「信号機設置の指針」に対する柔軟な判断のもと、村外の者による交通事故が特に多く、村民が巻き込まれる可能性が高い、次の 2 箇所に信号機を設置するよう要望する。

ア 村道山岸外周線に接続する丁字路

イ 清川村役場前（道の駅開所により、横断者が増加している。）

(2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下にある平地に古くから居住地区が形成されている。

平成 11 年夏の豪雨においては、この地区の山腹が大規模に崩落し、幸い住民への被害はなかったものの、現在でも梅雨や台風など雨の多い季節には住民が不安を募らせ、自主避難されている状況である。

崩落箇所については、平成 17 年度から落石防護壁の設置と落石固定を実施し、平成 22 年度で完成しているが、近年住宅地が形成されつつあるこの地区の上流部には、未だ急峻な山林が広がっており、土石流危険箇所指定されている。

県においては、山腹崩壊や土砂流失といった災害の危険性がなく、住民が安心して生活できる地域を実現するため、継続的かつ効果的な治山事業又は砂防事業を実施することを要望する。

(3) 消防広域化重点地域に対する支援について（清川村）

平成 25 年 4 月 1 日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により消防広域化重点地域として指定した自治体に対する国や県の集中的な支援について、既存の制度のみを運用して支援するだけでなく、広域化に伴う人件費などの多大な財政負担に対し、広域化後も県としての集中的な支援が明確に分かるよ

う、積極的な財政支援を行うことを要望する。

(4) 登山者の安全対策について（清川村）

近年の登山ブームにより高齢者の登山者が増加しているなか、2016年（平成28年）から8月11日が国民の祝日として「山の日」となり、更に登山者が増加すると予測され、遭難や救助要請の増加が危惧されている。

今後、より一層救助体制の強化を図る必要があり、救助体制の一環として、登山者の位置が確認できる携帯電話アンテナ基地局の整備において、国の補助制度では村が事業主体となり整備することとなるが、整備にあたっては、県有地の借用や規制緩和など県の協力が不可欠であることから、県の多大なる協力を要望する。

また、県道70号線の厚木土木事務所管内は、道路幅員が狭く緊急車両が通行する際、一般車両等とのすれ違いが非常に危険であるため、安全対策として県道70号線の拡幅改良を早期に「かながわみちづくり計画」に位置づけ、抜本的な対策を進めるよう要望する。

(5) 観光・産業連携拠点づくりに向けた支援について（愛川町）

本町の半原地域は、県立あいかわ公園や宮ヶ瀬ダムをはじめ、県内随一の広さと規模の牧場、中津川のマス釣場など公営や民営のレクリエーション施設が点在しているほか、横須賀市の水道施設として利用されていた旧半原水源地跡地が立地している。

近年は、圏央道の開通に伴うストック効果により、本町のポテンシャルも高まっていることから、半原地域を一つのエリアとして捉えた上で、旧半原水源地跡地を利活用し、地域の観光情報発信をはじめ、レクリエーション施設や地域特産物の販売など地域との交流を図る観光拠点づくりの検討を進めている。

こうした拠点づくりに向けた取り組みの着実な推進のため、県が進めている「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」との連携を図りながら、今後、国道412号及び県道54号から観光・産業連携拠点へのアクセス機能向上に係る対策をはじめ、県有施設との連携のほか、現実的な事業スキームの作成等について、県関係部局の指導・助言などの支援を要望する。

(6) 宮ヶ瀬ダム及び宮ヶ瀬湖における河川区域のオープン化について（愛川町）

平成23年3月の河川敷地占用許可準則の一部改正により、河川管理者が指定した区域において、オープンカフェや広告版、イベント開催のための照明・音響施設等の占用主体として民間事業者が認められることとなった。

については、宮ヶ瀬周辺地域の活性化に資するため、営業活動を行う民間事業者による河川敷地の占用を可能とする区域について、宮ヶ瀬ダム及び宮ヶ瀬湖の河川空間で指定されるよう、河川管理者の国に対して県の働きかけを要望する。

6 水源地域要望

(1) 河川区域内における廃棄物処理対策について（愛川町）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、従前からの課題である、河川区域内における行楽客によるバーベキューごみの不法投棄が未だ多く発生している状況であり、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県においては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、バーベキューごみの処理など河川敷の清掃を行うとともに、町村の意向に沿った形で河川区域内への車両の進入規制等が行えるような体制整備を要望する。また、啓発等については、河川の環境保全に対し意識の低い者を対象とした内容とするよう要望する。

(2) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（清川村）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しており、保全と再生に取り組み、森林が経済林として活用されることが必要であり、高齢樹林の更新並びに針葉樹林と広葉樹林の計画的な整備の推進を図るとともに、水源環境保全・再生事業補助金において、間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制が整備できるよう制度の拡大を要望する。

イ 造林補助事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているが、豊かな森林を再生し、水源涵養機能の向上を図るためには、森林整備を促進する必要がある。

については、造林補助事業等において、森林所有者の負担軽減を図るため、補助率の拡大拡充を要望する。

(3) 市町村設置型高度処理型浄化槽に係る新たな助成制度の創設について（山北町）

当町では、三保ダム集水域において高度処理型での合併処理浄化槽整備事業を推進しており、一般住宅については、独居世帯・高齢世帯など設置が困難な箇所を除き、概ね設置が完了した。しかし、設置から10年が経過した浄化槽があることから、日頃の維持管理費の増大が見込まれる。特に高度処理型であることから、リン除去用鉄電極の交換が永久的に発生するため、一般的な合併処理浄化槽よりも経費がかかり、今後の継続的な事業運営が成り立たなくなることが考えられる。

高度処理型であることで、県集水域の水質を維持できていることから、水質保全のための維持管理費に必要な経費（修繕費）として補助する新たな助成制度の創設について要望する。